



2024年
4月

女性支援新法(略称)が施行

厚生労働省ウェブサイト
「困難な問題を抱える女性への支援」



※財団追記解説

厚生労働省ウェブサイト「女性支援新法の概要」より

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

福祉の視点から支援できる根拠法ができた
→法律に基づいて、支援できる対象が広がる

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

これまでは処罰・更生の
観点のみだった

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

大阪府は専門分科会を設置
「基本的な計画」を作成済

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



切れ目のない
包括的支援で
自立を促進

■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

男女共同参画の視点

女性も男性も「自分らしく」「社会で活躍」して、安心して暮らせる社会へ…。しかし、背景には、男女の賃金格差、シングル女性の生活困窮など、さまざまな社会課題があり、男女共同参画社会基本法は、その解消をめざしています。

どれだけ頑張っても
生活できない...のは
わたしのせいじゃなく
女だから…?



とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ内に新たな相談窓口が開設。
性的な被害、家庭、地域における他さまざまな困難を抱える女性が対象。
受託事業者: 庄内就労支援共同企業体

豊中市
女性総合相談
支援窓口 **06-4866-6822**



いやいやいや?!
男にだって困難はあるよ!!

男性だから起きる「男は大黒柱じゃなければ」の生きづらさには「男らしさ」から脱却できる支援が必要です。もちろん、男性にも、社会的困難の支援は必要です。

すてっぴの男性相談
06-6844-9111

仕事や家庭、孤独など、生きていくうえでのさまざまな悩みを、男性の相談員と一緒に考えます。
電話は直接、男性相談員につながります。匿名でも構いません。秘密厳守。
第2火:18:00~20:00 第4土:13:00~17:00

2024年（令和6年）4月1日施行

配偶者暴力防止法※(令和5年一部改正)

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

DVへの対応範囲が大きく

国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力

支援者向け 必要的記載事項となりました

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する。

新設・追加

接近禁止命令等の申立て

「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

電話等禁止命令の対象が拡大

緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加

退去等命令の期間

申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設

拡大・伸長

接近禁止命令の発令要件

心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大

接近禁止命令等の期間

6か月間から1年間に伸長

接近禁止命令等の範囲

条件にあてはまる当該子にも範囲を拡大

保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金
→2年以下の懲役／200万円以下の罰金

30秒でわかる！ポイント

DVと認められる範囲が拡大しました。

身体

+

精神

経済



接近禁止命令は
配偶者以外の当該の子どもにも拡大

ネット社会に対応しました。



SNS・インターネットでの人権侵害
GPSの追跡機能

多機関連携の守秘義務が創設されました。

DV相談^{プラス}

24時間受付・メールとチャットあり

0120-279-889

男女共同参画局/配偶者暴力
防止法についてはコチラ



豊中市



06-6152-9893

配偶者暴力相談支援センター

秘密厳守・専門の相談員が対応・相談や一時保護など

Another NEWS Human Rights & Gender Equal

民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする
民法等の一部を改正する法律

男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの1週間

令和6年4月1日から施行/嫡出推定制度の見直しのポイント■婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとしました。■女性の再婚禁止期間を廃止しました。■これまで夫のみに認められていた嫡出否認権を、子及び母にも認めました。■嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に伸長しました。

内閣府は「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。

令和6年版男女共同参画白書が公表されました。

内閣府男女共同参画白書ページ

